

第9期 荒川区高齢者プランの 基本方針・重点事業を紹介します

生活支援

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取り組み

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味等、高齢者一人ひとりが自ら希望する形で、充実した生活を送ることができるよう、社会参加を促進します。
また、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域を支える包括的な支援を提供します。

ふれあい絆・活サロン補助事業

住民主体による身近な地域の通いの場を確保・維持することにより、閉じこもり予防や介護予防等を支援していきます。



地域パートナー団体、担い手の育成・支援

高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスの充実を目的として、住民主体の地域団体(通称「地域パートナーの会」)による地域介護予防活動への支援を行います。

高齢者みまもりネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心して生活が続けられるよう、さまざまな関係機関と連携して、地域全体で高齢者を支える体制を構築していきます。

介護予防

基本方針2 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が心身機能の維持・改善等のための介護予防やフレイル予防活動、健康づくりに自主的に取り組み、有する能力を維持・向上できるように支援します。そのために、高齢期の健康の基盤となる青壮年期の健康づくり事業との継ぎ目のない連携を推進します。

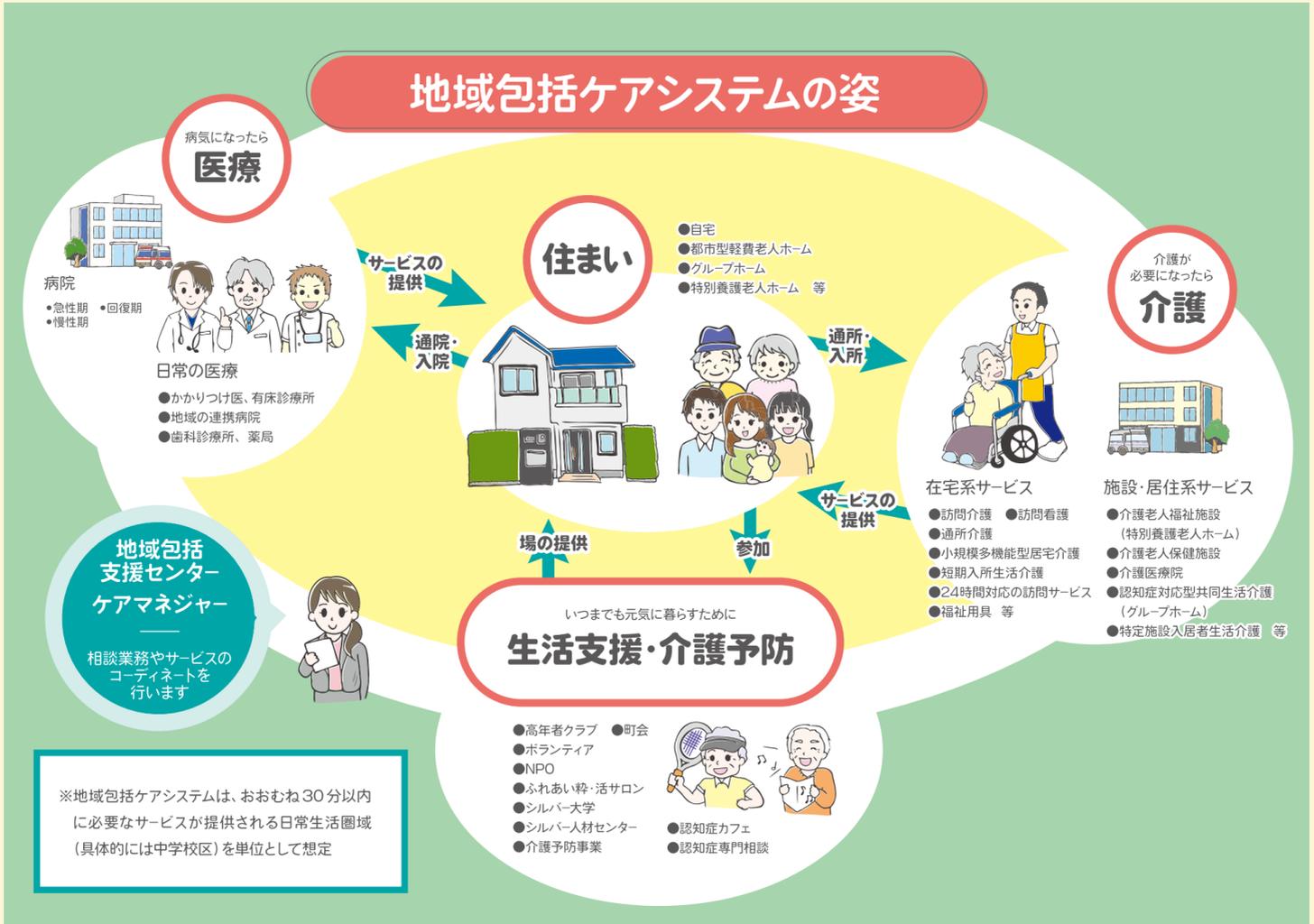
また、認知症について区民の理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

荒川ころばん・せらばん・あらみん体操 (荒川区健康づくり体操)

高齢者が、健康づくりやフレイル予防、生きがいづくりができるように、リーダーによる主体的な運営支援を継続するとともに、理学療法士による支援を継続し、事業の質の向上を図ります。
また、青壮年期の健康づくり事業との連続性を保つことにより、可能な限り健康な状態で高齢期に入ることができ、早期からの孤立化予防ができるような環境を整備します。

荒川ころばん体操リーダー養成・支援

「荒川区健康づくり体操(荒川ころばん・せらばん・あらみん体操)」の事業運営・普及啓発を担う人材育成のため、引き続き、荒川ころばん体操リーダー養成講座の充実を図ります。



区では、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できる社会の実現に向けて、区の強みである地域の絆を活かして、さまざまなサービスがネットワークを結び取り組みを行っています(下図)。

第9期プランでは、これまで掲げてきた基本理念、基本目標を継承しつつ、地域包括ケアシステムの5本柱(生活支援・介護予防・介護・住まい・医療)に沿った基本方針のもと、地域で安心して住み続けるために必要な施策を一層推進していきます。第9期プランの基本方針・重点事業は、次のとおりです。

住まい

基本方針4 高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、引き続き民間活力や空き家等の既存ストックを活用する等、多様な住まいの確保を図るとともに、区の住宅部門と連携し、社会福祉法人やNPO等の居住者支援団体を構成員とする居住支援協議会を設置いたします。
また、住み慣れた住宅における日常生活の質の確保を図るための支援を行います。

民間賃貸住宅の入居等の支援

民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、さらに住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等を助成し、居住の安全、安心を図ります。



高齢者・重度要介護者の防災対策

高齢者や重度要介護者に関し、火災の予防や延焼防止に向けた取り組み、災害発生時における屋内の安全対策を進めます。また、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等、さまざまな団体と連携を図りながら、災害時に誰一人取り残さない防災への取り組みを進めます。

民間主導による高齢者向け住宅の整備支援

高齢者が安定的に居住することができるよう、良好な居住環境の施設等を確保し、さまざまな措置を講ずることにより福祉の増進を図ります。

医療

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療や介護、福祉、権利擁護等高齢者支援に携わる機関が連携し、必要などきに必要なる社会資源を活用できる環境と地域で支える仕組みを作るとともに、在宅生活を支えるケアの質の向上と標準化を目指していきます。

医療と福祉の連携推進事業

在宅療養の関係者の連携強化と療養環境を整備し、医療・介護双方のニーズを持つ高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送り、在宅等での看取りを希望した際にも叶えられる体制を整備していきます。

地域包括支援センター事業

高齢者の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援していきます。
地域包括ケアシステムの中核機関として、関係機関のネットワーク構築や地域活動者の支援およびコーディネートを行います。



高齢者虐待対策事業

高齢者虐待防止の推進を図るとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

成年後見事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう成年後見制度を利用した支援を行い、本人の権利擁護および福祉向上を図ります。

介護

基本方針3 介護サービスの充実

今後も着実に増大・多様化する介護サービスのニーズに対応し、介護サービスを利用する方が質の高いサービスを受けられるよう、介護人材の確保・定着に向けた取り組みを行うとともに、必要な方に必要なサービスを提供できるよう介護サービスの基盤整備を進めていきます。

介護サービス事業者における人材の確保・定着支援

働き手の確保がますます困難になることが予測されるため、介護サービス事業者の人材確保・定着・育成を強化していきます。



区立特別養護老人ホームの管理運営

在宅での生活が困難であり、要介護3以上の高齢者に対して、日常生活を営むために必要な入所サービス等を提供することにより、高齢者およびその家族の福祉の増進を図ります。

ケアラーへの支援

ケアラーが相談しやすい体制整備を行うとともに、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなげることで、ケアラーが身体的にも精神的にも過度な負担を抱えることなく、健康で心豊かな生活を送ることができることを目指し、取り組みを進めてまいります。

第9期介護保険事業計画

荒川区高齢者プランは、老人福祉法に基づく老人福祉計画および介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして、3年に1度改定するものです。

介護保険事業計画では、介護保険事業の運営に必要なサービスの見込みや地域支援事業に関する事項を定めます。区は、国の指針や制度改正の影響、近年の区の給付実績等を踏まえ、

今後3年間の介護給付費等を推計し、令和6～8年度の介護保険料を定めます。